

市第 201 号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎工事委託契約の変更

市第 202 号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎・上部工事委託契約の変更

現在、国土交通省とともに首都高速湾岸線と南本牧ふ頭を高架道路で接続する「南本牧ふ頭連絡臨港道路整備事業」を進めていますが、次のとおり本市施行区間の首都高速道路株式会社と締結した工事委託について、変更契約を締結します。

1 第 201 号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎工事委託契約の変更

首都高速湾岸線入口の 6 基の橋脚基礎工事について、労務費及び資材価格の高騰により、「工事請負契約書」のインフレスライド条項に基づき工事費の増額が生じるため、次のとおり工事委託契約を変更します。

【委託契約金額】 2,335,410,000 円 → 2,346,823,998 円 (11,413,998 円の増額)

2 第 202 号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎・上部工事委託契約の変更

首都高速湾岸線出入口の 9 基の橋脚基礎工事及び上部工事について、国土交通省が定める設計の基準である道路橋示方書が東日本大震災の発生等を背景に全面改定されたことに伴う設計の見直し、その他、基礎工事の際の隣接線路防護工事の増、労務費及び資材価格の高騰などにより、工事費の増額が生じるため、工事委託契約を変更します。

【委託契約金額】 7,197,960,000 円 → 9,217,678,800 円 (2,019,718,800 円の増額)
(平成 27 年第 1 回市会定例会にて債務負担設定変更予定)

(1) 道路橋示方書の位置付けについて

- ・港湾施設の整備にあたっては、港湾法第 56 条の 2 の 2 の規定により「港湾の施設の技術上の基準」に適合しなければなりません。
- ・本構造物は、港湾施設のうち臨港交通施設に該当する道路橋であり「港湾の施設の技術上の基準」では、道路橋示方書の基準によることとされています。
- ・補助金の交付を受けるための国土交通省の設計審査や、工事完了後の会計検査等でも、道路橋示方書の基準への適合が審査されます。

(2) 道路橋示方書の改定について

- ・東日本大震災による道路橋の被災や、道路橋の維持管理の重要性の高まりなどを背景に、平成 24 年に 10 年ぶりに全面改定され、従来より高い耐震性能による設計や、設計段階から維持管理に配慮することなどが規定されました。

(3) 道路橋示方書の改定による設計変更の主な経緯について

平成 23 年 11 月	改定前の道路橋示方書に基づく基本設計が完了 これにより首都高(株)との工事委託契約等の手続き開始
平成 24 年 3 月	道路橋示方書改定(4月から適用)、債務負担行為の設定の議決
同年 6 月	首都高(株)との実施設計・工事の委託契約締結の議決・契約締結
平成 26 年 5 月	改定道路橋示方書に基づく国土交通省の設計審査終了
同年 11 月	委託契約変更の内容精査が整い、契約変更等手続き開始

(4) 工事費増額の内訳と理由について

ア 道路橋示方書の改定に伴う設計の見直しによる工事費の増

(7) 耐震基準改定に伴う鋼板厚の増(約6億3,000万円)

- 基本設計で想定した鋼材の板厚が実施設計の結果厚くなり、鋼材の重量が当初契約の約6,700tから約7,380tに、約680t増加しました。

(イ) 排水施設基準改定による雨水処理方法の変更に伴う増(約3億9,000万円)

- 排水施設の基準が改定され、老朽化による排水管の落下等を防止するために、風等による振動や耐久性に配慮した構造や取付方法とすることになりました。
- それを受け、中央高速笹子トンネルの天井板落下事故の教訓も踏まえ、基本設計では、排水管について、吊り下げる構造としていたものを、橋桁と一体構造となるようにしました。
- その結果、基本設計では、駅上空区間の雨水排水を市道豊浦町第52号線の下水道に放流し、産業道路上空区間の雨水排水は、産業道路の下水道に放流する予定でしたが、高架道路の勾配に合わせ、全ての区間の雨水排水について、産業道路側に排水管を設置し、幹線下水道に放流する設計に変更しました。

イ 橋脚基礎工事の際の隣接する線路防護工事費の増(約4億8,000万円)

- 線路に挟まれた場所で工事を行う4基の橋脚基礎については、基本設計では線路の間に線路を防護することなく基礎を施工する予定でした。
- 当該箇所を調査したところ、岩石、コンクリート塊等が出現したため、掘削範囲を拡大することが必要となり、隣接する両側の線路を防護して、岩石等を取り除いたうえで基礎を施工する設計に変更しました。

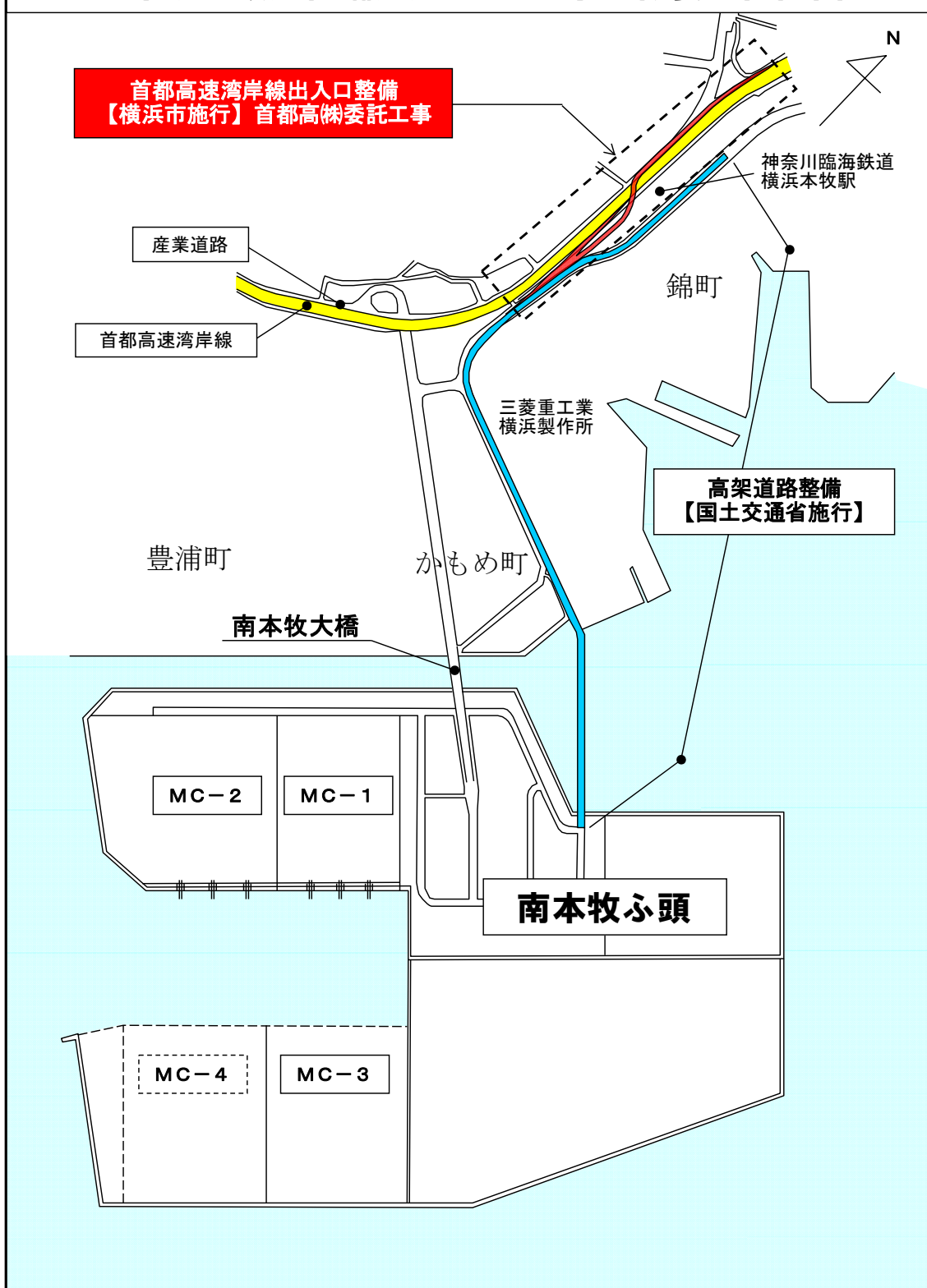
ウ 労務費及び資材価格の高騰による増(約3億7,000万円)

- 「工事請負契約書」のインフレスライド条項に基づき変更します。

エ その他の増(約1億5,000万円)

- ランプ設置により支障となる首都高速湾岸線本線の避難階段について、当初は原状のものを移設する計画でしたが、東日本大震災の教訓から、発生確率が高まる首都直下型地震の発生等を考慮し、工事中も常に使用できる状況とするため、移設先に新たな避難階段を設置し原状のものは撤去することとしました。
- 維持管理に配慮した設計とするため、駅構内に立ち入ることなく点検が可能な通路等を設置することとしました。

南本牧ふ頭連絡臨港道路整備 事業概要 位置図

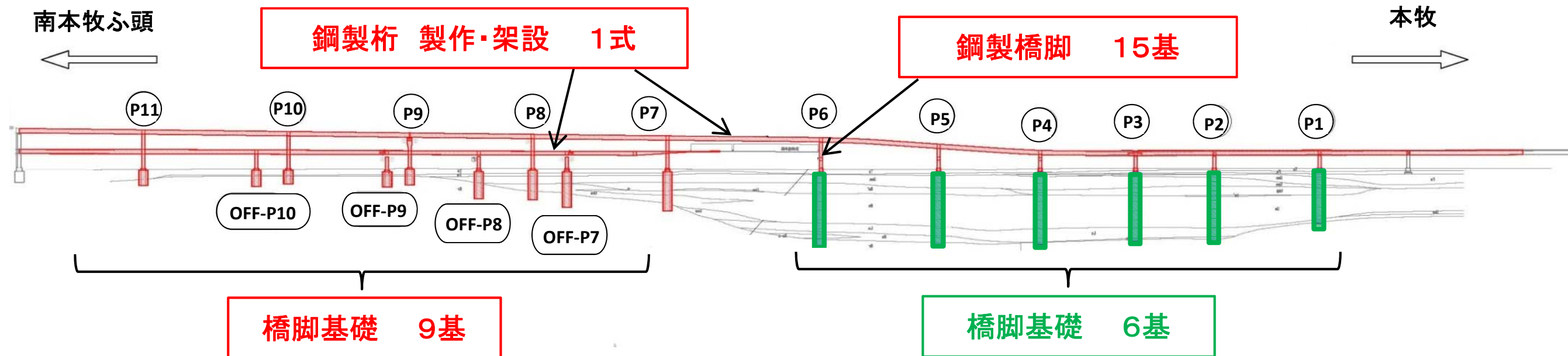


【事業概要】

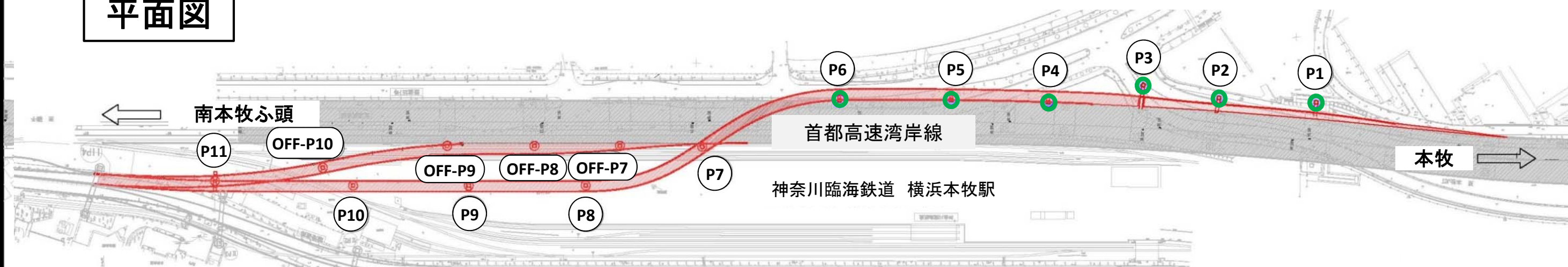
各事業	首都高速湾岸線出入口整備	高架道路整備
事業主体	横浜市（国庫補助事業） 補助率 1 / 2	国土交通省（直轄事業） 負担率 1 / 3
事業規模	延長	約1.2 km
	幅員	7m（往復2車線）
事業期間	平成21年度～28年度	平成21年度～28年度

橋脚基礎・上部工事 設計一般図

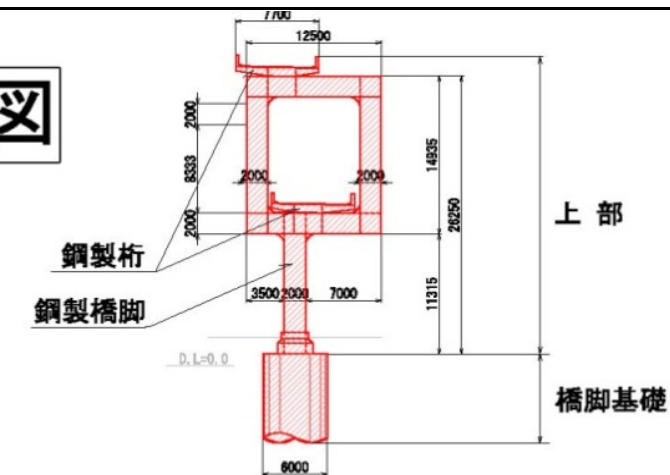
側面図



平面図



断面図



- 第201号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎工事委託契約
- 第202号議案 南本牧ふ頭連絡臨港道路の整備に係る基礎・上部工事委託契約

ア-(ア) 耐震基準改定に伴う鋼板厚の増

鋼材板厚の変更(P11の例)

当初 変更
板厚35mm⇒62mm
27mm増

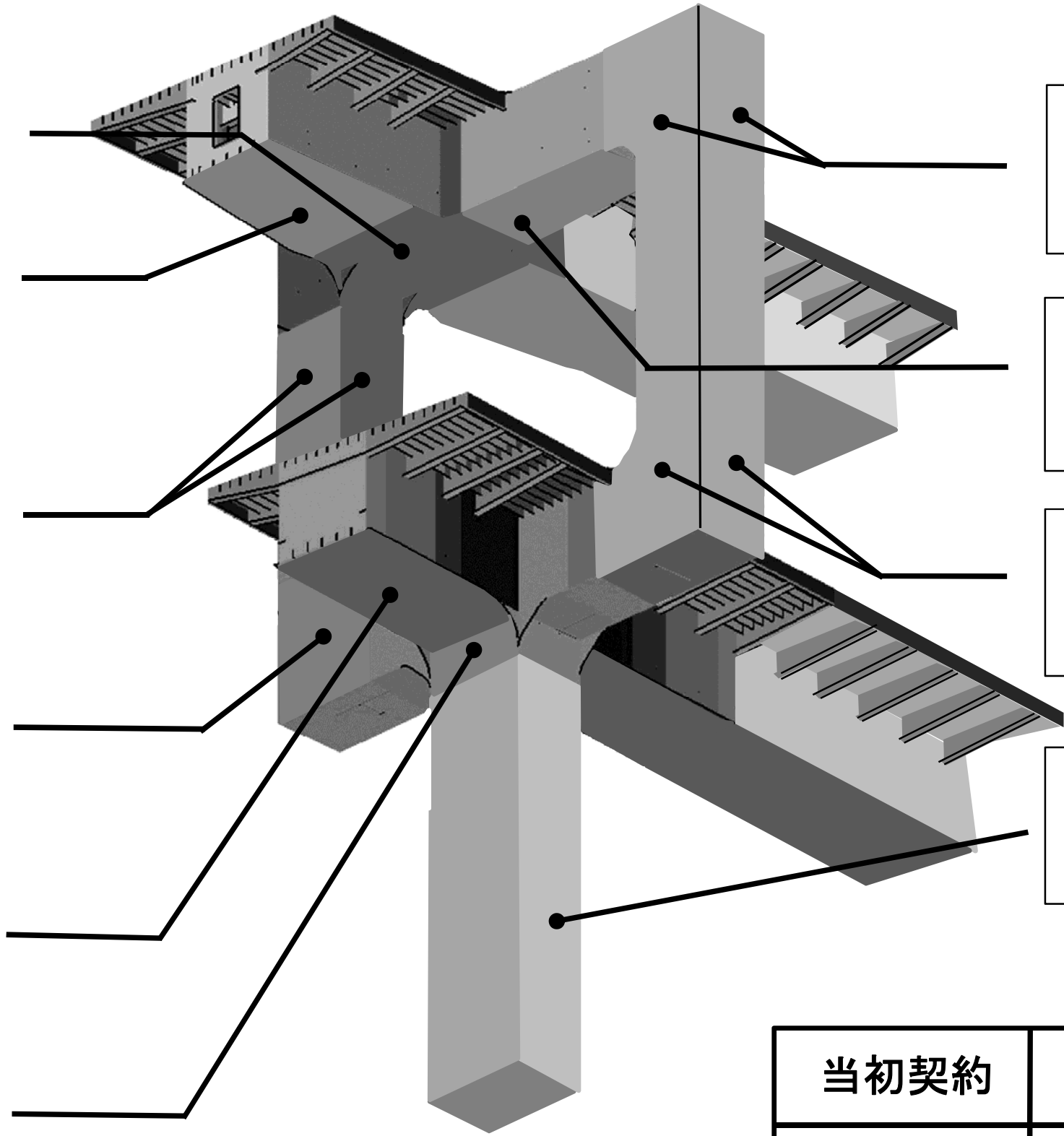
当初 変更
板厚26mm⇒42mm
16mm増

当初 変更
板厚25mm⇒42mm
17mm増

当初 変更
板厚25mm⇒56mm
31mm増

当初 変更
板厚46mm⇒60mm
14mm増

当初 変更
板厚66mm⇒80mm
14mm増



当初 変更
板厚23mm⇒31mm
8mm増

当初 変更
板厚19mm⇒22mm
3mm増

当初 変更
板厚25mm⇒31mm
6mm増

当初 変更
板厚76mm⇒80mm
4mm増

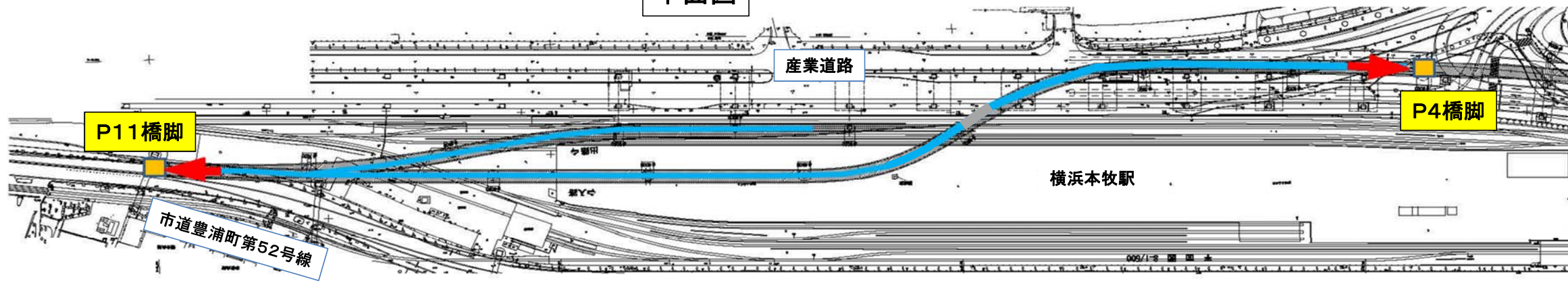
鋼材重量

当初契約	変更契約	増▲減
約6,700 t	約7,380 t	約680 t

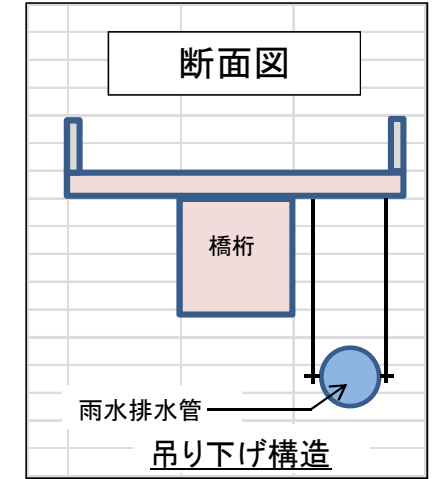
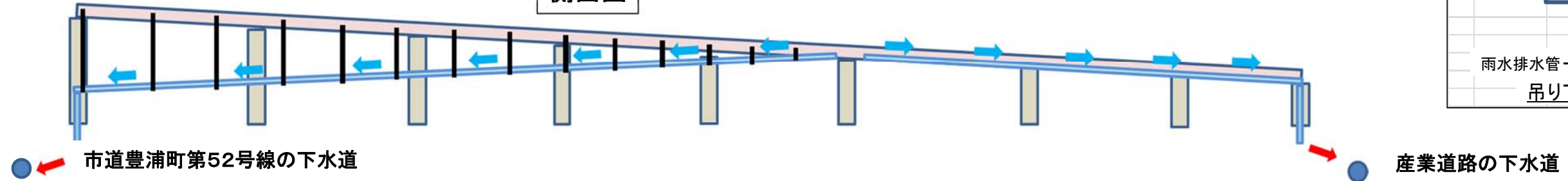
アー(イ) 排水施設基準改定による雨水処理方法の変更に伴う増

基本設計

平面図

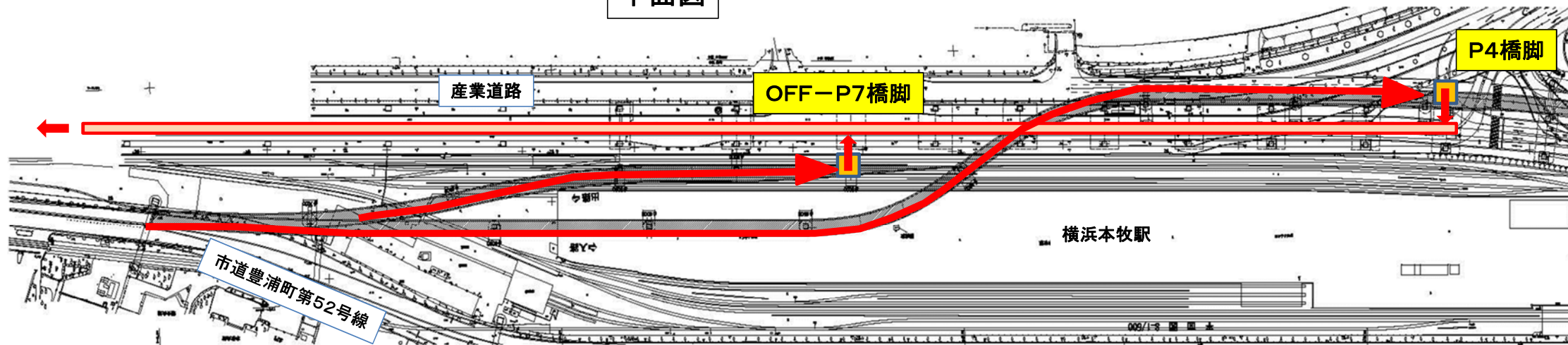


側面図

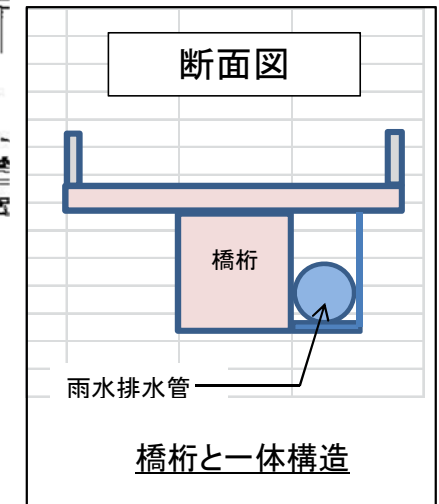
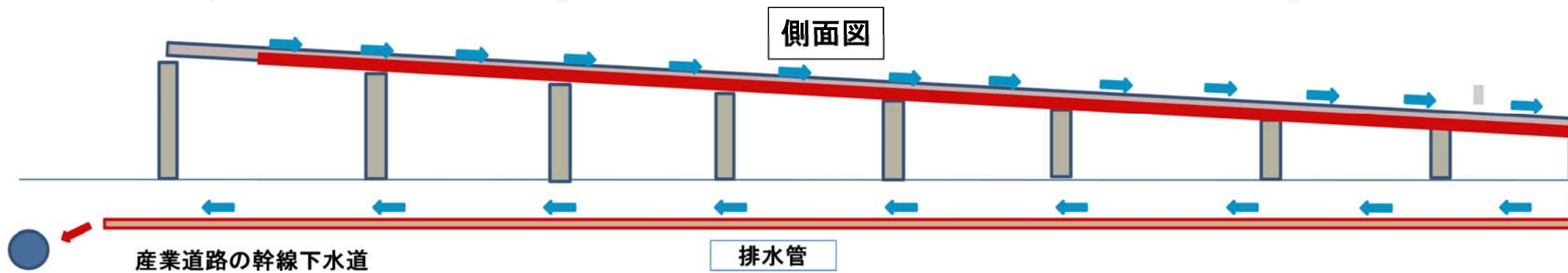


実施設計

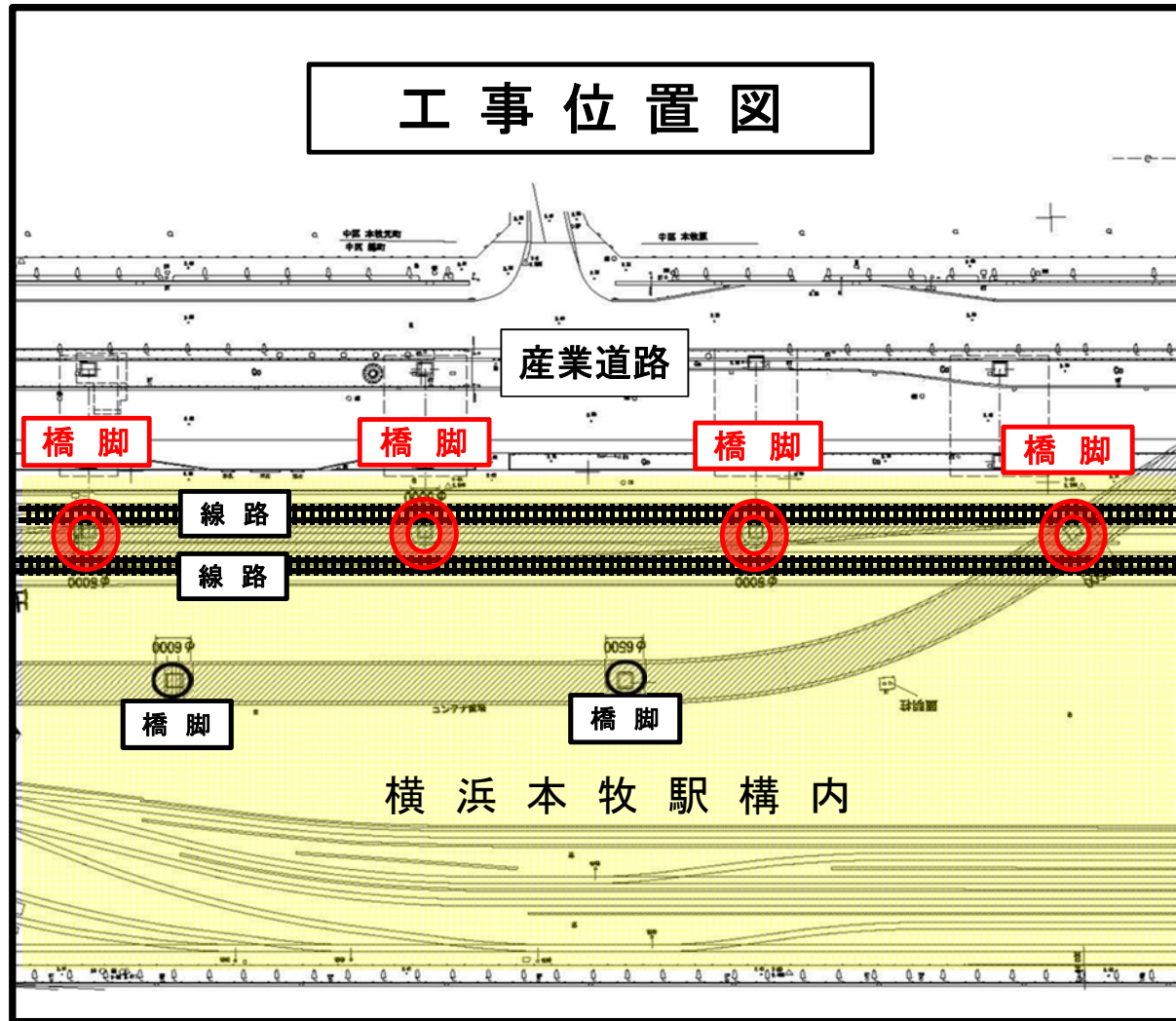
平面図



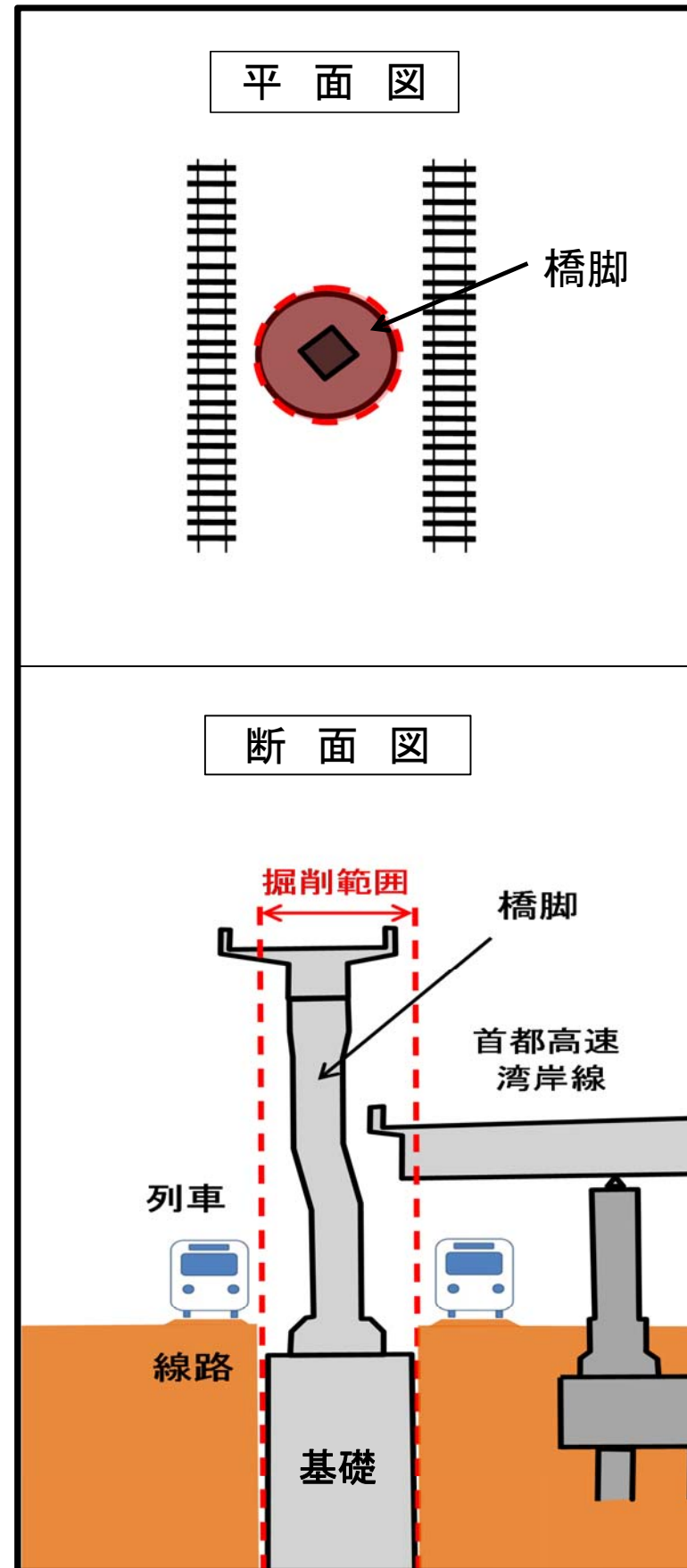
側面図



イ 橋脚基礎工事の際の隣接する
線路防護工事費の増



基本設計



実施設計

